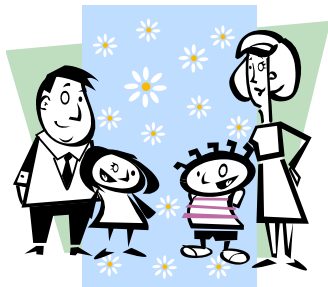


FP 相続新聞 【相続貧乏にならないために】

知っておきたい！老後を豊かに生きるために……

平成27年 12月号

日 本人の「平均寿命」は、男性が80歳を超え、女性は86.83歳と3年連続世界一の長寿です。この先どれだけ生きるかという「平均余命」も著しい伸びをみせていますが、安易に喜ぶだけでなく長生きに伴うリスクを知っておかなければなりません。



●平成25年の調査(生命保険文化センター)によると、平均、夫婦二人の最低日常生活費が月22万円、ゆとりある老後生活費は月35.4万円となっています。例えば65歳男性の平均余命は約20年ですので、ゆとりある老後生活を過ごすための必要額は、約8,500万円となります。

●この内、公的年金で確保できる金額は、①国民年金受給者の場合は平均月額54,544円×20年＝約1,300万円です。従って、用意しなければならない金額は、8,500万円－1,300万円＝7,200万円となります。②厚生年金受給者の場合は平均月額が145,596円、受給額は約3,500万円となりますので、8,500万円－3,500万円＝約5,000万円が必要金額です。

●しかし、この金額は死ぬまで自立した生活ができること(健康寿命)を前提にしたものであり、実際には介護や病気で寝たきりになる期間が、男性で平均9年、女性で12年あると推計されています。例えば、夫65歳・妻62歳の夫婦の場合、平均余命は夫20年、妻26年ですので、夫が76歳(65歳＋20年－9年)、妻も76歳(62歳＋26年－12年)になると介護が

必要になることが予想されます。老々介護期間を除き介護に必要な費用は、一人当たり月額4～6万円は最低必要で、総額約860万円～1,300万円となります。又、老人ホームへ入所するのであれば、入所一時金は平均300～500万円、別途毎月の賃料や食事代として15万円以上はかかるものと思われます。

●国民健康・後期高齢者・介護の保険料及び医療費負担、高額医療費の自己負担限度額はそれぞれ収入・所得を基に算出されていますので、対策を講じるかどうかで老後の負担に大きな違いが生じます。例えば、70歳以上の医療費負担割合は1割(今後新たに70歳になる人は2割)ですが、①住民税課税所得が145万円以上で、②年間収入が単身世帯383万円・複数で520万円以上になると、窓口負担は3割に引き上げられます。②の収入は、単に収入(売上)金額で判定され、生命保険の満期金や確定申告による株式売却代金はそのまま収入となります。又、上場株式等の譲渡損失を翌年以降に繰り越すため確定申告をすると②の収入になってしまいます。窓口負担が1割か3割かでは大きな違いですので注意が必要です。

●残された配偶者が受給する遺族年金は、無税で、死ぬまで収入を得られる貴重な老後資金となります(しかも、他の社会保障の保険料や給付額算定の基礎となる収入や所得になりません)。しかし、配偶者が亡くなった前年の給与収入が850万円(所得655.5万円)以上あると一生涯受給できませんので注意せねばなりません。●巷間、相続税の有効対策として生前贈与の情報が溢れていますが、長生きリスクに対する十分な資金を確保した上で行うものでなければ本末転倒になりかねませんのでくれぐれもご留意ください。